

# 入札時提出積算内訳書の取扱いについて

令和8年2月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市総務部契約検査管理課

建設業法等の一部改正に伴い、入札時の積算内訳書に、必要な経費の内訳を記載しなければならない旨(入札契約適正化法第12条)を、令和8年1月の『公共工事の発注における入札金額の内訳及び工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に係る取扱いについて』で周知したところですが、提出された積算内訳書について、地方公共団体はその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨が法に規定されており、本市においても法の趣旨を受け、下記のとおり取り扱いたしますのでお知らせいたします。

## 記

### 【積算内訳書による入札無効】

今後入札時に提出される積算内訳書について、下記①.②に該当する内訳書の提出があった場合、その入札を無効といたします。

#### ① 積算内訳書に記載必要項目（１）～（５）が明示されていない場合

[記載必要項目]

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 法定福利費の事業主負担額
- (4) 建退共制度の掛金
- (5) 安全衛生経費

- ② 積算内訳書に宛名（岩見沢市長）、日付、業者名等、工事名称、総額（税抜）の記載がない場合。

適用開始日： 令和8年3月1日以降の公告・指名通知から

【暫定措置】

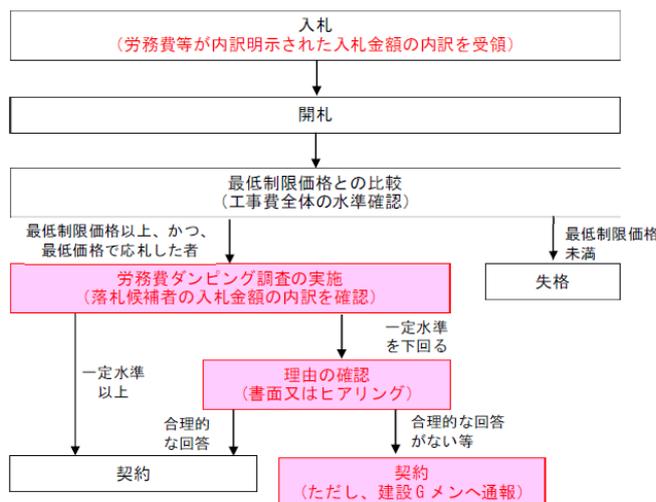
令和8年3月1日から令和8年6月30日までを暫定措置期間とし、この間に公告・指名通知を行った案件については、①積算内訳書に記載必要項目がない、②宛名（岩見沢市長）、日付、業者名等、工事名称について記載が無い場合でも入札無効とはいたしません。

※暫定期間中でも従来通り、積算内訳書の総額（税抜）と入札書記載金額が一致していない場合や、積算内訳書の添付忘れは入札無効となります。

【労務費ダンピング調査】

契約検査管理課にて開札時に入札書記載金額と積算内訳書を確認します。その際に労務費は直接工事費に含まれているという考えから、積算内訳書の直接工事費を確認します。

確認する工事費の範囲	労務費を含む直接工事費
確認する対象	落札候補者
確認する水準	市積算の直接工事費×0.97



- ・ 水準を下回った場合は、理由の確認を行う。
- ・ 合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることは無い。
- ・ 建設Gメン（窓口：北海道開発局）に通報を行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。

## 入札時積算内訳書作成 Q&A

Q1. 工事費内訳書（以下、内訳書）に記載が必要となった5項目（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費）についてどのように積算したらいいですか？

A1. 国土交通省 web サイト「労務費に関する基準ポータルサイト」内の『「労務費に関する基準」の運用方針』を参考頂き積算をお願いいたします。

特に『(別紙3) 専門工事業者向け「書き方ガイド」』に詳しく説明があります。

国土交通省ポータルサイト：<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/g-men>

Q2. 内訳書追加5項目の積算が困難な場合は空欄でも構わないか？

A2. 今回追加した項目内で積算が困難な項目がある場合、該当する項目の金額欄には「算出不能」や「一部のみ計上」と記載ください。

※金額欄が空白の場合は記入漏れとして入札無効となります。

Q3. 内訳書に独自様式を使って問題ないか、または自社で使用している積算システムの様式を使用してもよいか？

A3. 必要記載事項が網羅されていれば、独自様式を利用させていただいて差し支えありません。

なお内訳書（例）につきましては岩見沢市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

岩見沢市ホームページ（ホーム<産業・ビジネス<入札・契約 様式集<様式集（工事関係）

[https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo\\_business/nyusatsu\\_keiyaku/yoshikishu/5989.html](https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/yoshikishu/5989.html)

Q4. 内訳書の記載を誤った場合どうなりますか？

A4. 開札時に内訳書の記載不備が発覚した場合、軽微な不備（誤字・脱字等）を除き、入札無効となります。

また内訳書提出後の内訳書修正・再提出はできませんのでお気を付けてください。

Q5. 再度入札の際にも入札金額の内訳(工事費内訳書)の提出は必要？

A5. 第1回入札の際のみ提出を求め、再度入札の際には提出不要とします。

Q6. 内訳書に記載が必要となった項目の金額の大小によっては、失格になる可能性はありますか？

A6. 金額の大小によって失格となることはありません。

内訳書に記載の金額は労務費ダンピング調査に使用します。

労務費ダンピング調査では直接工事費を確認し、『発注者積算の直接工事費×0.97』を下回っていた場合に入札業者へ理由の確認を行い、合理的な理由が認められなかった場合、建設Gメン（窓口：北海道開発局）に通報する場合があります。

また、法定福利費についても、適切に計上されているか確認を行います。

Q7. 令和8年3月1日以降の公告案件から、内訳書に記載必要項目を加えなかった場合、または空欄だった場合は入札無効になりますか？

A7. 令和8年3月1日から令和8年6月30日までを暫定期間とし、内訳書に記載必要項目がない、宛名（岩見沢市長）、日付、業者名等、工事名称について記載が無い、場合でも入札無効とはいたしません。

※暫定期間中でも従来通り、内訳書の総額（税抜）と入札書記載金額が一致していない場合や、内訳書の添付忘れは入札無効となります。

Q8. 設計図書に内訳書様式が添付されている場合、入札時提出する内訳書はその様式のみで問題ないか？

A8. 設計図書に添付されている様式が必要記載項目を満たしている場合についてはその様式のみで問題ありませんが、必要項目の記載がない場合は入札無効となるため、様式に必要項目を追記する、または別途必要項目の記載のある書類を作成し添付するなどの対応が必要となります。